

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

当法人は平成28年度より社会福祉法人会計基準（厚生労働省令 第79号 平成28年3月31日）を採用している。

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
建物、構築物、車両運搬具および器具及び備品
なお、建物付属設備は建物勘定へ含めている。

平成19年3月31日以前に取得したもの—旧定額法（備忘価額1円）
平成19年4月 1日以降に取得したもの— 定額法（備忘価額1円）

- ・無形固定資産
ソフトウェア
平成19年4月 1日以降に取得したもの— 定額法

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—群馬県社会福祉協議会の実施する県単退職共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金—翌年度における職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度
常勤職員について、群馬県社会福祉協議会の実施する県単退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
当法人では拠点区分が1つのため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では拠点区分が1つのため作成していない。
- (4) こばと保育園拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (5) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（㊸））
- (6) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（㊹））
- (7) 公益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では公益事業を実施していないため作成していない。
- (8) 収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では収益事業を実施していないため作成していない。

(9) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

こばと保育園拠点区分（社会福祉事業）
「本部」
「保育所」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	77,644,827	0	0	77,644,827
建物	112,283,465	5,104,000	4,216,693	113,170,772
合 計	189,928,292	5,104,000	4,216,693	190,815,599

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

当期末決算における固定資産の減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金2,838,916円を取り崩した。
上記の取崩額には、当期の設備資金借入金償還支出に伴う国庫補助金等特別積立金取崩分を含む。

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	77,644,827		77,644,827
建物	272,781,308	159,610,536	113,170,772
小 計	350,426,135	159,610,536	190,815,599
その他の固定資産			
建物	1,314,390	1,314,386	4
構築物	35,465,160	34,664,264	800,896
車輛運搬具	3,176,000	3,175,999	1
器具及び備品	46,794,183	45,420,034	1,374,149
ソフトウェア	1,698,210	1,698,210	0
リサイクル預託金	15,410	0	15,410
小 計	88,463,353	86,272,893	2,190,460
合 計	438,889,488	245,883,429	193,006,059

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	669,630	0	669,630
未収補助金	2,578,900	0	2,578,900
合 計	3,248,530	0	3,248,530

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

1 2. 関連当事者との取引の内容

該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

1 6. その他

- ・当法人は拠点区分が1つのため、拠点区分用の注記は省略している。
- ・当期は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）に基づく社会福祉充実残額は発生していない。